

令和 8 年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託要求水準書

1 業務名

令和 8 年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

3 用語の定義

(1) 交流プログラム

台湾の大学に在籍する学生を姫路市（以下、「本市」という。）に招聘し、市内企業との交流、企業見学、ワークショップ等を実施する 3 泊 4 日の一連のプログラムをいう。

(2) 事前ガイダンス

交流プログラム実施前に、学生及び企業に対してオンラインで実施する説明会をいう。

(3) 事前交流

交流プログラム実施前に、学生と企業との相互理解を深めることを目的として実施するオンライン交流機会をいう。

(4) 次年度連携スキーム

令和 9 年度以降のインターンシップ、採用選考又は継続的な交流につなげるための連絡体制、情報共有方法及びフォローアップの仕組みをいう。

(5) 成果品

本業務により作成される実施計画書、広報物、翻訳資料、実施結果報告書、アンケート集計結果その他本市が指定する資料をいう。

4 事業目的・趣旨

本事業は、日本での就職を希望する台湾の大学生を本市に招聘し、市内企業との直接的な交流機会を創出することで、市内企業における多様な人材（高度外国人材）の活用検討及び採用の機運醸成を図ることを目的とする。また、単なる交流に留めず、令和 9 年度以降のインターンシップや就職面接へとつなげる。

5 業務の対象

学生等：台湾の大学（国立政治大学等）に在籍し、日本での就職を希望する学生 15 名程度 ※大学教授・関係者 2 名程度を含む

市内企業：高度外国人材の採用に関心のある市内企業 6 社程度

6 業務の詳細

受託者は、本市及び関係機関と密に連携し、以下の業務のほか、事業全体の実施に必要なすべての業務を実施すること。学生の募集・選考を行う大学は本市が選定するものとし、受託者は必要に応じて当該大学との連携・調整を支援すること。なお、企業募集及び選定については本市が行う。また、大学との連絡は本市が中心となって行うが、必要に応じて受託者からも行うこととする。

(1) プログラムの企画・立案

別添の「姫路市海外学生と市内企業等との交流プログラム構成案(3泊4日)」を参考に、以下の要素を盛り込んだ事業全体の企画を行い、詳細な実施計画を策定すること。なお、大学との協議結果その他やむを得ない事情により、実施内容の一部を変更する場合がある。この場合は、受託者は速やかに本市と協議し、必要に応じて契約内容の変更について協議すること。

・交流プログラムの設計

台湾出発から帰国までの全旅程について、無理のないスケジュールを組むこと。

なお、実施日は、令和9年2月15日から19日までの間の3泊4日とする。

・交流プログラムの内容

企業PR、カジュアル面談、共同ワークショップ等、企業の採用担当者と学生が直接交流し、相互の理解を深め、就職・採用につなげられる内容とすること。

交流プログラム等で接点を持てなかった企業と学生が交流できる時間(1時間程度)の確保※。

※参加希望を表明したにもかかわらず、学生からの希望がなく、交流プログラムの主な事業に参加できなかった企業で、複数社から希望があった場合のみを想定。

・事前ガイダンス(オンライン)

交流プログラム実施の1か月前までに実施。

学生向け：本市の概要、日本での就職活動の基礎知識、参加企業の詳細紹介等。大学と協議して内容を決定すること。

企業向け：台湾の学生の気質・背景、受入れ時の留意点、交流のポイント等。

・事前交流(オンライン)

交流プログラム実施前に学生と企業の相互理解を深めるためのオンライン交流機会の設定。

・企業見学コースの策定

学生の希望に基づき、最大2コースの企業見学行程を企画すること。なお、見学内容は本市、企業及び大学と協議の上決定すること。

・次年度連携スキーム

令和9年度以降のインターンシップ、採用選考又は継続的な交流につなげるための連絡体制、情報共有方法及びフォローアップの仕組みを設計し、本市に提示すること。

(2) プログラムの運営・管理

受託者は、交流プログラムの実施にあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた第1種旅行者である場合は自ら、該当しない場合は当該登録を受けた第1種旅行者と連携し、適法かつ適切に業務を実施すること。

また、学生と市内企業との就職・採用に向けたマッチング、応募希望の把握、企業への紹介、面接調整その他就職・採用に向けたあっせんを行う場合は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を有し、又は当該許可を有する者と連携し、適法かつ適切に業務を実施すること。

・旅程管理・手配

往復航空券、日本国内の移動手段（関西国際空港～姫路、市内の貸切バス等）、宿泊施設、食事（宗教・アレルギー対応含む）、市内見学先等の手配。

・交流会場、ワークショップ会場、備品等の確保・設営・撤収。

・随行・サポート体制

全行程（日本国内）への担当者及び通訳者（中国語）の同行。なお、台湾語による通訳が可能であることが望ましい。各行程において通訳者の不足が生じないように、必要な人員を確保すること。

交流プログラム、事前ガイダンス及び事前交流において必要となる通訳及び資料等の翻訳。翻訳資料は、原則として繁体字によるものとする。

学生の安全管理及び健康管理体制の構築。

・資料作成・翻訳

交流プログラムしおり、企業紹介資料、ワークショップ用資料等の作成・翻訳。

・交流プログラム等の進行

交流プログラムや事前ガイダンス、事前交流等における進行、講師やキャリアアドバイザー、カウンセラー等必要な人材の配置。

・保険の加入

参加学生、随行者、スタッフを対象とした適切な旅行保険及びイベント保険への加入。

(3) 企業への対応

・募集・選定支援

学生募集開始までに、学生に提供するための企業プロフィールや求人情報等を収集し、学生提供用資料としてまとめること。

企業の選定については、本市が中心となり大学と協議して行うが、受託者においても専門的知見からアドバイスや情報提供、資料作成などの支援を行う。

・企業向けサポート

台湾の学生に関する情報提供、学生への効果的なアピール方法の助言、資料作成支援。

事前交流及び交流プログラム当日における学生と企業の双方向のコミュニケーション

が円滑に進むよう、学生へのアプローチ支援。

(4) 学生への対応・広報

・募集・選考協力

台湾の国立政治大学等の大学側が学生の募集及び選考を行うことを前提に、受託者は、プログラムの趣旨に合致する学生の選定に向けた連携・調整を支援すること。なお、募集は9月に開始し、選考は11月に行う予定である。

・PR活動

WebサイトやSNSを活用し、繁体字を基本とする現地言語で本市の生活環境、産業の魅力を発信するなどして、事業趣旨への理解を深め、参加者増に努め、本市での就職意欲の向上を図ること。

・キャリアカウンセリング

滞在中及び滞在前後において、学生の就職意欲を高めるための専門的な面談・フォローアップ。

(5) 本市への報告及び成果分析

・定期報告

月2回以上、進捗確認及び課題共有のための定例報告を行うこと。

・随時報告

作成資料、Webサイト、SNS等については、事前に本市の確認及び承認を受けること。

・アンケート・分析

学生及び企業双方に対し、就職・採用意向、満足度、課題点等に関する詳細なアンケートを実施し、その結果を分析すること。

・実施結果報告書の提出

事業実施の記録（写真を含む。）、経費精算、アンケート集計結果及び成果分析を含む実施結果報告書を提出すること。

重要事項：参加学生を市内企業への就職につなげるための具体的なロードマップ及び次年度連携スキームを含めること。

(6) その他

・受託者は、学生及び大学関係者の招聘費用（航空券、滞在費等）、会場費、バス借上費、通訳・スタッフ費、保険料等、本業務遂行に必要な全ての経費を負担するものとする。

・受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

・本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は本市に帰属する。

・本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

・業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければ

ならない。

- ・本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- ・契約の締結にあたり、本市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ・本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議し、その指示に従う。